

議案第 36 号

専決処分の承認を求めることについて

(向日市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分（向日市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 2 年 5 月 25 日提出

向日市長 安 田 守

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

向日市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

令和2年4月30日

向日市長 安 田 守

条例第 19 号

向日市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

向日市後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) 広域連合条例附則第 8 項の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

〈参 考〉

向日市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
(本市において行う事務)	(本市において行う事務)
第2条 本市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。	第2条 本市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。
(1)～(7) 略	(1)～(7) 略
<u>(8) 広域連合条例附則第8項の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</u>	
<u>(9)</u> 略	<u>(8)</u> 略